

令和 4 年

社会文教常任委員会会議録

令和 4 年 12 月 14 日

田上町議会

令和4年第4回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年12月14日 午前9時
- 3 出席委員
1番 森山晴理君 10番 熊倉正治君
2番 小野澤健一君 11番 松原良彦君
3番 品田政敏君 12番 池井 豊君
7番 中野和美君
- 4 委員外出席議員
議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐野恒雄 保健福祉課長 田中国明
副町長 吉澤深雪 教育委員会
事務局長 時田雅之
教育長 安中長市 教育委員会参事 小林 亨
町民課長 本間秀之 産業振興課長補佐 近藤拓哉
会計管理者
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 渡辺 明
書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
議会議員 高橋秀昌
- 9 本日の会議に付した事件
承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について中
第1表 歳出の内
4款 衛生費

議案第 4 3 号 令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 9 号）議定について中

第 1 表 歳出の内

2 款 総務費（1 項 5 目・6 目、2 項、3 項）

3 款 民生費

4 款 衛生費

1 0 款 教育費

議案第 4 5 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 4 6 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 4 7 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 4 8 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（池井 豊君） 皆さん、おはようございます。これより社会文教常任委員会の付託案件審査に入ります。

天気予報では今日から大荒れということで、既に雨、風で大荒れなのですけれども、午後からは雪も降ってくるということなので、私はうちの庭というか、辺りもしっちゃかめっちゃかになっていますが、備えを万全にしていきたいと思ひますし、ぜひ執行の皆さんも対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、では町長からご挨拶をお願ひいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。今日は14日、12月も早いもので、中旬を迎えるわけですけれども、暦もあと半月ということで、何となく気ぜわしさも感じる頃となってまいりました。今委員長のほうからもお話がありましたように、大分荒れ模様になっていまして、この風が収まると少し白いものも降ってくるのかなというふうな気もするのですけれども、せめて年内だけは根雪となるような降り方はしてほしくないなというふうに感じておるところであります。

今日は、社会文教常任委員会に付託された議案が幾つかございます。ひとつ慎重審議の結果、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、簡単ですけれども、挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 高橋議員から傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

本委員会に付託されました案件は、承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について中、第1表、歳出のうち、4款衛生費、議案第43号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費（1項5目・6目、2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第45号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第46号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第47号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第48号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてです。

これより議事に入ります。承認第13号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（田中國明君） おはようございます。それでは、専決処分について報告させていただきますので、議案書9ページをお願いしたいと思います。田上町一般会計補正予算（第8号）であります。

4款1項5目新型コロナウイルス対策費、補正額といたしましては1億3,374万円の増額をお願いするものでございます。まず1つ目として、右側の説明欄をお願いと思いますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業ということで5,122万4,000円をお願いする内容でございまして、この内容の詳細につきましては、10月13日開催されました全員協議会時におきまして説明をさせていただいているとおりであります。それで、その際、執行のほうから5,146万7,000円の事業費ということでご説明をさせていただいておりますが、今回、その額から24万3,000円少なく予算計上をし、専決処分させていただきました。その内容としましては、今回の交付金から確認書によらず、お知らせ通知により対応をしてもいいということになりましたので、返信用の郵送料、それらを減額し、見直した関係で10月の全協時に説明させていただいた事業費よりも若干圧縮できたという状況でございます。それ以外の内容につきましては基本的には変わっておりません。18節負担金補助及び交付金4,965万円につきましては、対象世帯993世帯分の5万円分でございます。

説明のほうは、私の説明は以上で終わります。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課の近藤です。引き続きご説明のほういたします。

10ページのほうをお開きください。事業のほうは、中ほどのダイヤマークのところに書いてありますけれども、田上町生活応援支援事業ということで8,052万9,000円、こちらのほうをお願いするところでございます。先ほどの説明にもありましたけれども、10月13日の全協の際に詳細説明のほうを行っているところでございます。内容についてですけれども、当初プレミアム付き商品券ということで当初予算で予定はしておったのですけれども、その後交付金があるといたようなところもありますし、また物価高、燃料高といった部分に対応すべく、1人当たり7,000円の応援券を配布し、事業のほうを今回進めていくといったことでお願いをしてきたところでございます。事業の内容といたしましては、主な部分といたしましては18節負担金補助金の部分で7,823万8,000円、こちらのほうは今までの実績を踏まえまして商工会に事業をお願いして、事業の運営の総括は産業振興課のほうで行っている

ところでございます。

説明のほうは以上でございます。

保健福祉課長（田中國明君） すみません。大変申し訳ございません。私1つ飛ばしまして、9ページの一番最下段の黒のひし形のところ、生活者支援・乳幼児育児用品購入費助成事業ということで198万7,000円の増額をお願いするものでありますが、これにつきましても10月13日の全協時に説明をさせていただいた、0から2歳の子どもに対する支援をここで行いたいということで対応しているものであります。

なお、先ほど説明させていただいた5万円の関係ですが、この12月21日に支給を完了する予定でありますし、この今の乳幼児育児用品につきましても、今対象となる皆様方にそれぞれチケットを配布をさせていただいているという状況でございますので、大変申し訳ありません、飛ばして。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 幾つか質問と確認をさせてください。

今説明のあった3つの施策がありますよね。そのうちの1番目、2番目、これについては年内完了ということでもいいのだね。

それから、3つ目の応援券なのですけども、今いろんな状況で郵便事情が何か大分よくなって、12月1日から始まるにもかかわらず、その時点で届いていない家庭がたしかあるのではないかなという気がするのです。早く届いたところとそうではないところ、今、土日が郵便局の配達をしていない関係で、下手すると10日あるいは2週間ぐらいの差が出てきてしまっているのが今の実情なのですけども、基本的には12月1日からやるというものについては、最低でもその前日には町民の手元に届く必要があるだろうというふうに私は思うのですが、これ郵便局の事情等を踏まえて、それについて担当課のほうではどういうふうに考えているのか、それについて質問をいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） まず、12月1日の事業開始までにちゃんと届いているのかどうかというところ、確認できているかどうかも含めて答弁願います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどのご質問についてお答えいたします。

スケジュールも若干ご紹介、ご説明いたしますけれども、今回11月22日に加茂郵便局のほうへ持ち込みいたしました。今委員がおっしゃったように12月1日から使えるようにということで、逆算をして11月22日に持ち込んで12月1日から使えるよ

うにということでしたところなのですけれども、今委員長からも確認という部分でありますが、12月1日の時点で全世帯に配れたかという、まだ配れていませんでした。おおむね九十……

(何事か声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 12月1日の時点で、まだ残り5%ぐらい残っているといったような状況でした。それについては、もうすぐそのまま配ることができたのですけれども、こちらとしては12月1日までにといった部分では、大変申し訳ありませんけれども、配布のほうに間に合わなかったというような状況です。そうすると、これは今からの話、たればですけれども、もう少し、もう二、三日早ければぎりぎり間に合ったのかなといったところではございますが、こちらのほうの日程のほうもかなり、コロナの中でやっておりましたのでなかなか難しかったところではありますが、次回以降また事業等あるときは、おおむね10日あるいは2週間程度見ないといけないというふうなことを今回改めて認識したところでございます。

以上です。

社会文教常任委員長(池井 豊君) ちょっと待ってください。今11月22日に加茂郵便局に持ち込んだのに、11月って30日までだよ。こんなに配達されないのだね、今。なるほど。分かりました。

保健福祉課長(田中國明君) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急生活支援金の関係でありますが、おおむね12月21日の日に90%以上振込が完了する見込みです。ただ、残りの方につきましては、お知らせ通知を発送しておりますけれども、そこに記載された口座ではないところがいいというような方も中に、今のところ実績としては一、二件程度なのですが、そういう方については年をまたいで支給をするような形になる部分も若干残ります。そういうことでご理解いただければと思います。

それから、乳幼児育児用品につきましては、チケット等の配布は済んでおるのですが、使用できる期間を年明けの2月末までに設定してありますので、うちのほうの事務としては、支払いの事務は年明けにまた発生してくるような形になりますので、皆さんのお手元には届いてはおりますけれども、一応今そういう状況になっております。

社会文教常任副委員長(小野澤健一君) 今後郵便、特に今回、例えば生活応援券であれば金券ですよ。金券なので、例えば区長にやって配ってくれというわけにいかないのだろうと思う。本人がいるかどうかの確認というのを郵便で使うのだろうと思うし、そういう意味では郵便使わざるを得ないわけですから、今言ったように特

に緊急性を要するものに関して2週間ぐらいかかるなんていうことになる、本当に合うのかと。聞くところによると、今加茂の集配ではなくて、三条ではなくて、新潟にやってまた戻ってくるように私は聞いているのだけれども、隣にやるのに新潟まで行ってまた戻ってくるのかという、そんな理不尽なものがあるのだけれども、それは郵便局のシステムで仕方がない。であれば、そのシステムをちゃんと逆算をしていって、実施日までには全て届くという配慮を、今回はできなかったけれども、今後はそういったものがないようにひとつ気をつけていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

あとそれから、保健福祉課のほうの話で、例えば乳幼児のものというのは配ったというけれども、それって使用期間前に配られたかな。今みたいな話で。要は生活応援券、12月1日から使えますよと言っているのに12月2日に届いたのではないかとか、そういう事情はないね。そこ何が言いたいかという、施策をその日からやると言っているのに、それがその日に、例えば割引券であれ、何とか券であれ、そういったものが町民の手元に行かないという施策は、これだけないかと、こう思って今話をしているのだけれども。それ確実に使用ができる日以前に割引券だったら割引券が届いているのかどうか、それは確認をしたかどうか、それ聞かせてもらいたい。

保健福祉課長（田中國明君） 使用期限については、産業振興課の生活応援券と違いまして、届き次第使用ができるような形になっておりまして、うちのほうの準備が整った段階で送り、届いたときからすぐ使えるというような状況でありますので、お願いしたいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 今の確認なのですけれども、では乳幼児の育児券というのは、特に事業開始日が設定されているわけではなくて、届いたときから2月末日まで使えるということだそうです。

7番（中野和美君） 10ページの産業振興課に確認します。

一番下の18節のところなのですけれども、1万1,034人掛ける7,000円、応援券7,000円ですと、ちょうど18節の数字のところから100万円数字が違うのですが、100万円は商工会の手数料ということでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどの中野委員のご質問の部分ですけれども、その差額の部分、商工会の手数料、換金手数料等が入っておりますので、人数の部分に金額掛け合わせても、その部分差が出ているというような形になります。

7番（中野和美君） そうしますと、今まで新型コロナウイルスが始まってからいろん

な応援券やら寄附金等があるわけなのですが、商工会を通すことがプレミアム付き商品券よくあるのですけれども、毎回そのたびに事業費、こういう感じで100万円ぐらいかかっているのかなと今ずっと考えていたのですけれども、それに変動とかはあるのでしょうか。ずっと一律、プレミアム付き商品券を出すたびにこういう手数料ということで一律決まっているものなのでしょうか、教えてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） プレミアム付き商品券あるいは応援事業、名前は違えども仕組みはほぼ一緒ですので、手数料についても同じ考えでお願いをしているところでございます。

7番（中野和美君） では、金額も一律という感じですか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） それも一緒です。

3番（品田政敏君） 産業振興課のほうのプレミアム付き商品券、私もはっと今思ったのですが、この郵送の仕方、私はほかの市町村とか何かもいろいろ聞いた中では、このやり方はすごいなと、田上は私は誇れるやり方だというふうに思っていました。小野澤委員のほうから話がありました。あれ金券ですよ。金券ですから、下世話な話ですけれども、別の、私ら郵便で来るわけですから、あれは大体どれぐらい。通常の郵便物プラスアルファになるのではないですか。その辺を確認したかったのが1点。

それからもう一点、保険証の、13番ですか。何か課長、件数言われましたね。私聞き漏らしましたので、その件数で、もう既に確認してある人員で、それでもうこの12月で終わりましたよということなのですよ。もう一度そのところだけ私聞き漏らしたので、まず件数だけ聞かせてもらいたいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 質問の趣旨を明確にしてもらっていいですか。私何聞いているか分からないのですけれども、どの部分のことを聞いているか明確にしてください。どこの部分の何ページの何事業についてのことを言っているのか、まず。

3番（品田政敏君） だから、10ページの件について、プレミアム付き商品券。

社会文教常任委員長（池井 豊君） プレミアム付き商品券ではないです。プレミアム付き商品券事業は、今回11ページにより取下げになりました。生活応援支援事業が新たに2,000円追加されて、変更されたものが行われています。それについてでしょう。まず、それについて。金券を発送するのに何か特別な事情があるのかどうかということ。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどの郵送の関係、郵便代の関係になると思うの

ですけれども、金券ということもございますので、普通郵便ではなくて特定記録郵便という形で送らせてもらっています。料金の内訳といたしましては、基本の140円にプラスして160円を加算して送付をさせていただいているところでございます。

保健福祉課長（田中國明君） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急生活支援金の対象者でございますが、993世帯でございますので、よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 品田委員、いいですか。

3番（品田政敏君） 金かかるのですよね。私もこの方法はいいものだと思っておりましたが、次回、要は田上町の戸籍あるところにみんな配って、あとは郵便局任せで、もう必ずこの分は戻ってこない限りは行っているわけですから、行っているというふうに見るわけですから、やり方としてはいいのしょうけれども、郵送費用の問題等を考えたら、次こういう問題があるときは何か再考してもらいたい気持ちがありますので、お願いします。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかにありませんか。

なければ、承認第13号については質疑を終了します。

続いて、議案第43号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。ただいまの議案第43号であります。一般会計補正予算（第9号）であります。初日の町長の提案説明でもありましたが、今回の補正予算については、ほとんどの款に関連しまして給与改定の関係、国の人事院勧告あるいは県の人事委員会勧告に準じて特別職及び一般職の給与改定に伴う関連経費の増額をしておりますので、その関係について若干私のほうから説明いたします。

議案書と一緒にお配りしました参考資料をお出しいただきたいと思うのですが、1枚もので議案39～41号参考資料というものがありますので、表題が田上町職員の給与に関する条例の一部改正等の概要であります。それについて、読み上げ程度であります。ご説明いたします。

改正理由は、今ほど言いましたとおりに、県の人事委員会あるいは国の人事院勧告に伴う給与改定、一般職の給与、それから勤勉手当の支給月数を改定する内容、それから特別職の期末手当の支給月数を改定するという内容であります。影響額としまして、一般職、特別職、それから会計年度任用職員の関係で全部、全会計含めて758万8,000円の増額になります。

それから、一般職の改正内容であります。給料表の改定ということで、初任給及び若年層の給料月額を引き上げると。該当者は、当町の場合は全会計で46人というようなことになっています。初任給については、大卒が3,000円、高卒が4,000円のそれぞれの引上げになるということでありまして、若年層というものはおおむね30歳代半ばまでの者が対象になっているということでもあります。

それから、勤勉手当の改正であります。支給月数を年間で0.10月引き上げるというものであります。具体的に言いますと、その下に表ありますが、区分、令和4年度の期末、勤勉手当とありますが、勤勉手当のほうであります。6月と横に行きまして12月、今回12月で現行の0.925月を0.10引き上げることで1.025月になると。合計としましては、期末、勤勉合わせて年間で現行の4.30から4.40月にするというような内容であります。令和4年度は、12月で勤勉手当で返ってきますが、それを令和5年度以降、来年度以降については6月、12月にそれぞれ振り分けるような形になりますので、勤勉手当、6月は0.975月、12月も0.975月、期末勤勉の合計であります年間は4.40月は令和4年度と同じというようなことでもあります。

その下に一般職員の影響額ということで579万2,000円であります。それぞれ給料、期末、勤勉等の影響額の明細がありますし、その際に会計年度任用職員の影響額としては151万7,000円というようなことでもあります。これらが給与改定の内容の内容になります。

それでは、早速補正予算の歳出の説明に移ります。

町民課長（本間秀之君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案書の33ページお願いいたします。

議案書33ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目自治振興費になります。自治振興費のうち、負担金補助及び交付金の3万6,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほう、2つ目のひし形になりますが、自治振興費、集落集会場施設整備費補助金ということで3万6,000円の増額をお願いするものでございまして、こちらのほうですけれども、上横場地区で外壁補修の工事の補助の申請が今年度の当初予算のときにあったのですけれども、事業が進んでいくにつれて当初見込んだよりも部材が高騰した関係で金額が増額になったということで、値上がり分について補助金の増額をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

会計管理者（本間秀之君） 続きまして、6目会計管理費になります。会計管理費、既定額647万2,000円に対しまして、補正額4,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄、会計管理費、旅費4,000円ということで増額をお願いするも

のでございます。こちらのほうですが、当初予定していた会計年度任用職員の都合がつかなくなりまして、急遽別の職員を雇うことになりまして、その方の通勤手当が不足するというので、増額をお願いするものでございますので、よろしく願いします。

町民課長（本間秀之君） 続きまして、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費になります。3,832万3,000円の既定額に対しまして、60万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちらのほう、右側の説明欄ですけれども、税務総務事業といたしまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費ということで、こちらのほう、今ほど副町長から説明ございました今年度の給与改定に伴う人件費の増額ということになりますので、よろしく願いします。

それから、34ページへ移っていただきまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費になります。こちらのほう、総額23万1,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄、まず1つ目のひし形、戸籍住民基本台帳費です。こちら56万4,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましても今年度の給与改定に伴う人件費の増ということになりますので、お願いいたします。

それから、2つ目の住民基本台帳ネットワークシステム事業です。こちらのほう委託料ということで、住基ネットCSメモリ増設委託料ということになりますが、デジタル手続法の施行に伴いまして、令和6年5月からマイナンバーカードの国外転出者が引き続き使用できるようになるためのシステム改修が令和5年度中に予定されているのですけれども、今使っているサーバーの性能ではシステム改修に対応することができないということが判明しました。そのメモリを増設をすることが必要になるのですけれども、部材の不足が見込まれて、早めに材料を確保する必要がございますので、来年度のシステム改修に備えるため、今の段階で増設をさせていただきたいということでございます。

それから、その下のほうのマイナンバーカード事業になります。こちら総額で57万7,000円の減額をお願いするものでございますが、まず1節報酬です。事務補助員の報酬ということで、こちらは19万5,000円の増額になります。それから、次のページの3節職員手当等、それから8節旅費につきましましては、21万7,000円、それから4,000円の増額をお願いするものですが、現在マイナンバーカードの申請及び交付が増加しておりまして、窓口が大変混雑している状況でございます。特にこれからの1月から2月に関しましては、マイナポイントの申請期限もあることか

ら、速やかな交付をすることが求められている状況でございます。ですので、そのため事務補助員1名を追加で雇用して対応するための報酬、それから通勤手当の増額、それから時間外手当につきましては、夜間窓口の延長、それから土曜日に開庁している際の担当を1名増員し交付数を増やすというための増額となりますので、お願いします。

35ページのほう、同じくマイナンバーカード事業ですけれども、10節需用費、消耗品費に関しまして143万8,000円の減額をお願いするものでございます。こちら出張申請の際に申請者に配布するノベルティグッズについて、当初の見込みよりも配布数が減になったために減額するものでございます。

それから、その下の11節役務費です。44万5,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらのほうにつきましては、申請サポートが増になった関係で、簡易書留の発送が増加しておりまして、郵便料に不足が生じますので、こちらのほう増額をお願いするものでございます。

説明を代わります。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案書の36ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、今回585万1,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄をお願いしたいと思います。まず、社会福祉総務事業ということで48万4,000円でございますけれども、これにつきましては2節給料から4節共済費までにつきましては、職員の人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づきます職員手当等関連経費の増額でございます。

それから、27節繰出金につきましては、国保の特別会計のほうで詳細な説明がなされるということでございますので、お願いします。

それから、その下の灯油購入費助成事業536万7,000円についてであります。お手元に別紙で右上に令和4年12月14日、議案第43号、社会文教常任委員会追加資料、保健福祉課というA4横の1枚ものの資料が皆様のお手元のほうに渡っているかと思いますが、こちらを御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、別冊の資料で説明をさせていただきたいと思っております。まず、今回、これ全協のほうにまだお話しはしていなかった部分であります。11月30日の日に急遽新潟県のほうで報道発表がなされ、その対応を町としても速やかに行いたいということで、今回12月補正に計上をさせていただいたという内容であります。

それで、目的といたしましては、現下の灯油価格の高騰等を鑑みて、そこを支援

するというようなことで、今回給付金が令和3年度に引き続き、また令和4年度もあるという内容でございます。

支給額といたしましては、1世帯当たり5,000円ということでございまして、総事業費としまして536万7,000円、事業費の分で495万円、これについては990世帯分を想定しております。それから、それらに係る事務費として41万7,000円ということでございます。それで、対象になるのは非課税世帯、あるいは生活保護世帯という方々でございます。右側のほうへ行きますと、財源の内訳ということで、今回県補助金で事業費247万5,000円を補助していただき、それから残りの財源について、事務費は全く一般財源での対応になりますが、残りの事業費の247万5,000円につきましては、特別交付税措置がなされる見込みであるという状況でございます。

それで、支給方法であります。これにつきましても先ほどの5万円と同じく確認書を返してもらうということではなく、こちらのほうからお知らせ通知をお出しして、それで口座を変えてくれとかそういったようなことがなければ速やかに交付をしていくというような形で考えております。プッシュ型で対応していきたいということでもあります。それで、この支給につきましては年内での支給を目指したのですが、なかなか年内では支給ができないということで、年明け早々、1月23日の日には何とか支給をしたいということで、今のところ保健福祉課としては考えているところであります。

今後の予定であります。そちらに記載してあるとおり、支給開始というのは1月中旬とありますが、これ1月23日に今のところやりたいと考えておりますし、申請期限につきましては1月末、それで支給完了を2月28日と今のところ考えているところであります。

それで、過去の実績であります。令和3年度灯油購入費助成につきましては、非課税の世帯数としては大幅にそんなに変わりはありませんが、このときの支給実績としては742世帯、これはこのときは確認書を送って、それでそれを返してもらうという手間が1つありましたので、実績としてはその程度であったということでございます。それから、令和4年度で、これについては、これも県の補助金を利用して活用して実施した1世帯当たり1万円の関係になりますが、そちらにつきましては実績としては877世帯分に交付しているということでございます。

それで、裏面を見ていただきますと、11月30日の新潟県の報道発表資料の抜粋を掲載してございます。補正額といたしましては、この灯油購入費に対する部分としましては3億2,938万円の補正を新潟県としては上げているという状況でございます。

すので、よろしくお願ひいたします。その内容が36ページの灯油購入費助成事業費の内容になります。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、次、2目老人福祉費の関係でございます。今回115万8,000円の増額をお願ひするものでございまして、まず1つ目として入所措置委託料ということで、6万6,000円でございますが、これにつきましては、現在胎内やすらぎの家へ入所している方が1名、田上町からいるのでございませうけれども、その方が病弱加算の対象になったということで、入所委託料が増えたという内容でございます。

それから、22節償還金利子及び割引料9万2,000円でございますけれども、在宅福祉事業費補助金返還金ということでございまして、この内容につきましては単位老人クラブの補助金の返還金でございます。県の補助金の返還金です。内容としましては、昨今の新型コロナウイルス禍において単位クラブの活動が思うようにできなかったということに伴います実績による返還ということでございまして。

それから、27節繰出金の関係でございますが、今回100万円の増額をお願ひするものであります。内容は、介護保険特別会計繰出金71万7,000円、これにつきましては実績に基づきます令和3年度低所得者保険料軽減分を今回繰り出しをさせていただくというものでございまして。詳細については、介護特別会計で説明をさせていただきます。それから、後期高齢者医療特別会計繰出金28万3,000円ということで、これにつきましても後期高齢の特別会計のほうで説明をさせていただきたいと思ひます。

それから、3目障害者福祉費の関係になりますが、27万3,000円の増額をお願ひするものでございまして。右側の説明欄をお願ひしたいと思ひますが、まず1つ目、障害者ふれあいセンター管理費ということで、需用費、光熱水費の関係でございます。これにつきましては、電気料4万円、それからガス代11万円、これは燃料高騰により増額ということでございまして。

それから、その下、障害者自立支援事業12万3,000円でございますが、備品購入費でございます。これにつきましては、令和5年2月から障がい者データベースというシステムがありまして、試行運用が開始される予定になっております。それで、何をやるのかといいますと、毎月その認定データを国保連合会のほうに送信をするような形になるのですが、現在使用させていただいているパソコンでは送信ができないということで、新たにパソコンを1台購入させていただきたいという内容でございます。

それから、5目老人福祉施設費の関係であります。185万4,000円の増額をお願いするものであります。まず、いずれにいたしましてもここについても電気料及びガス料金の増額をお願いするものでありまして、老人福祉センターの172万4,000円につきましては、電気代30万7,000円、ガス代141万7,000円の増額をお願いするというものでございますし、38ページの心起園の関係につきましては、今回重油代が不足するというので、重油代13万円を今回増額をお願いするという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

私の説明は一旦ここで終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。それでは、38ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費270万7,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。児童福祉総務事業ということで増額になりますが、2節、3節、4節と先ほど来説明がありますように人勧による給与改定に伴います増額をお願いするものでございますが、この中で3節職員手当等の住居手当、それから通勤手当の関係につきましては、職員2名分の居住地変更に伴います増額分となりますので、よろしくお願いいたします。

それから、18節負担金補助及び交付金97万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては町の当初予算を組む際に、一部事務組合のほうの田上町分の病児保育園の負担金の額が決まっておりませんので、暫定的に前年度の予算額を入力しておりました。その後に加茂の一部事務組合の担当のほうから財政担当のほうへ負担金の額が決まったと連絡が来て、その額に差し替えするところでありましたが、衛生費と消防費のほうはきちんと変更されておりましたが、病児保育園のほうは連絡が来た数字に置き換えるのを忘れておりまして、チェック漏れということで、令和4年度の当初予算額807万2,000円に対しまして、今年度の正規の負担額904万5,000円の差額分を増額をお願いするものでございます。こちらのチェックミスということで、大変申し訳ございませんでした。

それから、続きまして2目児童運営費になりますが、269万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。幼稚園運営事業ということで、10節需用費、105万9,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、原油高によりましてガス代が不足するというので見込まれますことから、増額をお願いするものでございます。

ページおはぐりいただきまして、39ページのほうをお願いいたします。続いて、幼稚園運営その他事業ということで143万3,000円の増額をお願いするものでござい

ます。22節償還金利子及び割引料ということで、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金から以下ずっと行きまして、最後の子育てのための施設等利用給付交付金県費交付金返還金ということなのですが、こちら令和3年度の事業実績報告に伴いまして余剰分が生じていることから、それぞれ国県に対する返還金ということで増額をお願いするものでございます。

それから、子育て支援センター運営事業ということで、19万8,000円の増額をお願いするものでございますが、1節報酬、それから3節職員手当等につきまして、臨時保育士1名分の人勧分の増額の分ということになります。

説明を代わります。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案書40ページをお願いしたいと思います。

4款衛生費の関係になります。1目保健衛生総務費の関係であります。今回498万4,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄のほうお願いします。まず、保健衛生総務事業の関係でございますが、101万3,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては1節から4節まで人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づきます職員手当等関連経費の増額ということでございます。

それから、その下の黒のひし形になりますが、養育医療費助成事業45万円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては未熟児の関係、2,000グラム以下の未熟児の方が1件あったということで、それからもう一件、今回呼吸器系に障がいのある児が1名おられたということで、上記このような2件の急遽申請があったことに伴いまして、既決予算に不足が生じることから、差額分である45万円の増額をお願いするという内容でございます。

それから、その下、総合保健福祉センター管理費の関係であります。今回130万円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては電気料30万円、ガス代100万円をそれぞれ増額をお願いするという内容でございます。

それから、11節役務費14万7,000円を減額し、12節委託料に14万7,000円ということで、ここにつきましては水銀使用製品の処理をお願いすることで、当初予算では手数料に予算計上させていただいておったのですけれども、処理するに当たりまして委託契約を締結する必要があるということで、今回その14万7,000円を11節から12節に組替えをさせていただきたいという内容でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、41ページを御覧いただきたいと思いますが、27節繰出金222万1,000円につきましては国保会計のほうで説明がなされ

るということでありますので、お願いします。

それから、2目予防費の関係であります、今回4万円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては保健福祉課で使用しております庁用車、保健指導者等のガソリンが単価が上がって、その分不足するということで、今回4万円の増額をお願いするという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

説明のほうは以上で、私の説明は以上で終わります。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、議案書44ページお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費59万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いいたします。事務局費ということで、3節職員手当等、4節共済費、ともに人勤による増額分ということになりますが、3節職員手当等の中に時間外勤務手当ということで33万6,000円の増額をお願いしておりますけれども、学校の新型コロナウイルス対応、それから業務の関係上、時間外が重なり、予算額に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

それから、ページをおはぐりいただきまして、45ページをお願いいたします。3目教育振興費2,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうお願いいたします。10節需用費、光熱水費ということですが、教員住宅の浄化槽の電気料の不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

それから、2項小学校費、1目学校管理費561万6,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いいたします。まず、田上小学校管理費でございますが、10節需用費、光熱水費で195万2,000円の増、電気代の不足分でございます。

それから、田上小学校その他事業としまして、修繕料206万7,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、冬場の暖房器具使用前の点検を行ったところ、ファンヒーター2台に故障が見つかりまして、それらの入替えで57万2,000円、それと体育館の照明器具が5灯切れておりましたので、それらの灯部の取替えということで149万5,000円の増額をお願いするものでございます。

それから、羽生田小学校管理費159万7,000円の増額をお願いするものでございますが、3節職員手当等、それから4節共済費につきましては、人勤に伴う増額をお願いするものでございます。

10節需用費153万5,000円の増額をお願いするものにつきましては、光熱水費ということで、電気代の不足分の増額ということになってございます。

それから、議案書46ページに行きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費7万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。

生涯学習事業ということで、3節職員手当等、4節共済費、ともに人勸に伴う増額分ということでお願いいたします。

それから、2目公民館費63万7,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうお願いいたします。交流会館施設管理事業ということで、10節需用費、光熱水費になりますが、交流会館の電気代、それからガス代の不足分の増額をお願いするものでございます。

続いて、4目コミュニティセンター事業費37万7,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。こちらも交流会館同様、10節需用費の光熱水費ということで、電気代、それからガス代の不足分を増額をお願いするものでございます。

続いて、5項保健体育費、3目体育施設費27万1,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。町民体育館の電気代の不足ということで、27万1,000円の増額をお願いするものでございます。

それから、4目学校給食施設費99万4,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうお願いいたします。学校給食施設費ということで、1節報酬、それから3節職員手当等、次のページ、47ページ行きまして、共済費までになりますが、こちら人勸に伴う増額分ということでお願いいたします。

それから、10節需用費54万7,000円の増額をお願いするものにつきましては、給食センターの電気料、それからガス代の不足分ということで増額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前10時08分 再開

社会文教常任委員長（池井 豊君） 皆さんそろいましたようなので、会議を再開したいと思います。

追加の説明があるようなので、まず町民課長からお願いします。

町民課長（本間秀之君） マイナンバーカードの現在の状況等につきまして説明が漏れておりましたので、追加で説明させていただきたいと思います。

マイナンバーカードにつきまして、11月末現在での申請数ですが、田上町では5,621件です。申請率といたしましては、50.2%というような状況になっておりま

す。田上町としては、申請率としては50%を超えたということにはなりませんけれども、県内の順位でいいますとまだ断トツで最下位という状況でございまして、うちも伸びていますけれども、よそも伸びているという状況がずっと続いているという状況でございまして。最終的の目標数値ということになるのですけれども、一応国の目標が令和6年度までに100%というものを掲げておりますので、それに見合ったようにはいきたいとは思っておりますけれども、現在の状況から考えますと100%に達するのは難しいかなというふうには考えてはおります。ただ、なるべくそこに達することができますように、来年度以降につきましても、現在出張申請とか行いますとかかなりの数の申請がございまして、そちらのほうを継続して実施していくことで来年度以降も申請率を伸びるような努力はしてまいりたいと思います。

ただ今回、先ほど説明の中で申し上げましたマイナポイントの関係がこの12月末までが申請期限、それからポイントの付与の申請期限が2月までということになっていきますので、それを過ぎるともしかするとですけれども、鈍化する可能性はございます。ですので、そこら辺については広報、それから出張申請等を利用して皆さんに促していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願い致します。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 議案書45ページのほうになりますが、先ほど田上小学校その他事業の修繕費ということで、ファンヒーターの取替えと体育館の照明器具の取替えのご説明をさせていただきました。ファンヒーターの取替えにつきましては2台ということで、部屋が児童会室1台、それから特別支援教室1台ということで57万2,000円となっております。体育館の照明器具の取替えにつきましては、一応5灯予定しておりますが、現在水銀灯の照明がついておりますけれども、その球が切れたということで、今回LEDの灯具に切替えをさせていただきたいということで、149万5,000円をお願いするものであります。体育館に使われている水銀灯の製造は終わっております、在庫は何とかするともしかすると入るかもしれないというような話は聞いているのですが、今後のことを考えますと、足場を組む必要もありますので、この時期にLEDに切れた分を交換したいということで修繕していきたいと思っております。

それで、ほかの学校の状況でございまして、羽生田小学校にLEDの照明器具が体育館に1灯だけついております。田上中学校は、まだ水銀灯の灯具がついております。今回替える田上小学校の灯具なのですが、体育館に全部で30灯照明器具がついておりまして、そのうちの5灯を今回LEDの灯具に替えさせていただきたいと

いうことになってございます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

それでは、議案第43号についての質疑に入ります。質疑のある方、よろしくお願
いします。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 幾つかあります。

今、町民課長からあったマイナンバーカード、50.何%の普及率だと。私、ネッ
クって老人だと思うのです。というのは、5年に1度ずつ写真を替えなければ駄目
の制度になっているから、例えば老人なんか足がない人たちって、なかなか5年に
1度、では写真替えられるかということになると、私は意外にネックだなと思っ
ているので、その五千何百件の中で、もし分かればなのだけれども、高齢者、60歳以
上でもいいけれども、65歳でもいいですけれども、高齢者の取得割合を分かれば教
えていただきたいなというのが1つ。

それから、2つ目、38ページの加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金、これチ
ェックミスだったということなのだけれども、もっと詳しく内容を教えてもらいた
い。こういったものがチェックミスの中で突然降って湧いたように補正で出てくる
こと自体、私は問題だと思う。どういうふうに厳正にチェックしているのか、この
辺の事情を詳しく聞かせていただきたい。これが2点目。

それから、3点目は、令和4年度灯油購入費助成事業、これ一枚物のやつなのだ
けれども、今回見込みを990世帯ということで見込んであるのだけれども、これ見
込みというのは今町が把握している中で990世帯あるよということで理解してい
いのかどうなのか。というのは、どういうことかということ、2021年の国民生活調査の
中で、非課税世帯というのは大体23%台が全国平均なのだそうです。ところが、田
上は若干多いのかなと。25%に限りなく近い数字だなということで、それを確認を
したかった。

それから、支給対象の中で非課税世帯と生活保護世帯、これを件数が分かれば、
それも併せて教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 小野澤委員、マイナンバーカードの高齢者の取得
割合というの、高齢者というのは何歳以上ぐらいのことを。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 60。65か。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 65歳以上がどんなかというのが把握できているか

ということ。

町民課長（本間秀之君） 高齢者の状況ですけれども、高齢者、65歳以上ということだと思いますと、こちらのほうが10月末時点の数字になりますけれども、パーセントでいうと29.9%。人数でいいますと、この時点で4,215人に対しまして1,259人ということになります。高齢者全体でいいますと。また、高齢者の中でも年齢階層別にあるのですけれども、80歳以上になりますとかなりがくつと下がると、20%台を切るというような状況になっていますので、年齢的なことも考えて、今さら持つのもというような考えもないわけではないのかなというふうなことは考えられます。

あと、逆にですけれども、年少世代、14歳以下の世代になりますけれども、こちらのほうに関しましては取得率は25.9%というようなことになっておりますので、よろしくお願ひします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、小野澤委員のご質問ですが、議案書38ページの児童福祉総務事業の18節負担金補助及び交付金のところになります。新年度予算を組む際に一部事務組合の負担金がまだ決定されていないことから、各課においては前年度の予算額を便宜上入れて予算要求をしております。その後に加茂市の市長査定が終わりますと、加茂市のほうから財政担当のほうへ一部事務組合の負担金の決定額の連絡が来ます。そこで財政のほうはその決定額に変更して直すべきところ、深い理由は分かりませんが、病児保育園の負担金だけ変更漏れがあったということでございます。それで、その後には予算書の原稿が各課に配付されるわけですが、そこで教育委員会もチェックが本来であれば効いているはずが効いていなかったということで、財政担当、それから教育委員会のほうのダブルチェックミスだったということで認識しております。大変申し訳ございませんでした。

保健福祉課長（田中國明君） 今現在、田上町における非課税世帯の数として990世帯という理解で結構でございます。それで、先ほど小野澤委員のほうから指摘がなされました、おおむね全国平均で見れば23%程度ではないかと、田上町においては25%くらい、ちょっと多いような気がするというお話がありましたが、今現在の田上町の総世帯数約4,200ちょっとあるのですが、それを990で割り返せば23%から23.5%という数字であるので、おおむね小野澤委員がおっしゃられた数値の中に田上町も入っているのではないかとということで理解しているところでございます。

それで、もう一点、この990のうち生活保護世帯が何件いるかということですが、正確な数字は分かりませんが、このうち20件弱が生活保護世帯が入っているという状況でございますので、よろしくお願ひします。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） マイナンバーのほうは、お年寄りどうするかなのだろうね。私はそう思うので、こんなこと言うと、うちの母親はまだ入っていない。写真を撮りに行く足どうするのかという問題も出てくるし、あと保険証代わりにするというけれども、そこまで強制力を持たせると、今現にマイナンバーに保険証を落とし込んで使えるような病院なんてこの辺にあるのだろうか。あまり聞かない。何か薬局行くと、ハイカラな薬局はそれをスキャンして読み取るのがあるみたいだけれども、何かその辺もちぐはぐな感じがするなという、いずれにしろ普及させる中において一生懸命やっていただきたいというのが1つ。頑張ってください。

それから、病児保育のチェックミス、これは絶対いけない。あれだけ保健福祉課で大騒ぎをして、その教訓が何にも根づいていないではないかという話だ。町というのは、何をもって管理をして、何をもってチェックをしているのかよく分からない。これ責任問題にもなるのではないかと、私はそのぐらい重要な問題だと思います。何度も何度も同じ間違いをして、ざるに水を落としているがごとく、みんなスルーパスみたいなこんな状況あり得ない。財政が間違っただのであれば、財政からちゃんと陳謝してもらわなければ駄目だ、こんなの。財政だけが悪いのか、あるいは教育委員会のほうもチェックが足りなかったのか、その辺責任の所在を明確にしなければ駄目です。これは、副町長に見解を聞きたい。

それから、灯油購入については、たしか私4,000世帯かなと思って割り返したら25ぐらいになるから、ちょっと多いかなと思ったけれども、標準的な990世帯ということなのでいいのだけれども、これプッシュ式やるのだよね。プッシュ式だよね。にもかかわらず、直近でやったのが877世帯でしかないわけだから、それは速やかに全部、本来であれば全世帯にしっかりと届けるのが本来施策の趣旨だろうと思うのだ。その中で100件も欠けているということになると、いろんな事情あるかもしれないけれども、その辺はなぜ100件も少ないのか、この辺の状況が分かっているのであれば教えてもらいたい。例えば郵便物が返ってくるのだとか、郵便物ではないか。プッシュ式だから、お金が口座がもう閉鎖されていて戻ってくるのだとかいろいろな事情があると思うのだけれども、その辺の返りの要因というか、それが分かったら教えていただきたい。

以上です。

副町長（吉澤深雪君） 病児保育の負担金の関係、チェックミスというようなことでの見解であります。まずはどういう関係でそういうチェック漏れがあったのか、そこをよく担当者、担当課とそれぞれ確認した中で、再発防止に向けて取り組んでい

きたいと思っております。

私のほうは以上であります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 一応再確認しておきます。さっきの時田事務局長の説明によると、本来ならば加茂市から上がってきたものに対して、財政が要は9月議会あたりでこの負担金の増額なら増額を処理しなければならなかったところを、それが上がってこないというのを、教育委員会が上がってこないのですかというふうに指摘しなければならなかったところを指摘できなかったという2つのミスがあったという解釈でいいですよ。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 9月ではなくて、当初予算ですので、我々は、各担当課のほうでは11月中ぐらいには当初予算の予算要求ということで予算書を作成して財政に出しております。その後、1月中旬から後半ぐらいだと思うのですが、加茂市のほうから財政担当のほうへ新年度の一部事務組合の負担金の額が決定したという連絡が来て、それで財政のほうで各課で予算要求した金額から変更をかけて差し替えるという流れになっていたはずなのですが、その衛生費、消防費は変更かかっておりましたけれども、病児保育が抜けていたということでございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 衛生費、消防費は、では何月に替えてあったのですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 一緒のタイミングだと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 一緒とは何月。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 1月。1月中旬、下旬ぐらい。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 3月に補正した。

教育委員会事務局長（時田雅之君） いえ、当初予算です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 当初予算で補正したと。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 補正ではないです。当初予算。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 変更してあったと。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 当初予算額を計上するのに、各課では間に合わないの、加茂市長の査定が終わった後に加茂市から財政担当のほうへ負担金の額が連絡が来るのですが、その金額の連絡が来たときに、消防と衛生費は変更がかかっておりましたが、病児保育だけ変更が抜けていたということでございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 今回のこのことについては、局長としてはどこに問題があると思っているのですか。それで上げてこなかった財政担当が問題あるの

か、それに気づかなかったというか、指摘しなかった教育委員会側にも問題があると思いますが、どういうふうになればこういう事案が起きないというふうを考えていただけるか、分かるようなら聞かせください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 私、流れが今回初めて分かったので、財政担当のほうについては3事業の変更のチェックをかけたかどうかという確認はもとより、その後に各課に当初予算書の原稿が恐らくまかれていたはずだと思いますので、そこで教育委員会のチェックも本来であれば効いたのかなと思っております。ですので、二重のチェックが本来であれば効くはずのところ、それぞれが効いていなかったということで、それについては先ほど副町長も申し上げましたが、再発防止に向けて、令和5年の予算でそういうことがないように十分留意していきたいと思っております。

保健福祉課長（田中國明君） 先ほどの小野澤委員のご質疑でありますけれども、まず令和3年度で実施した際、この世帯数は大幅に変わってございません。そのうち742世帯という実績でございました。それが令和4年度の、今年度の1万円を給付するに当たっては、そこからまた百三十数世帯増えているわけです。そういうことからすると、金額によるそういうものもあるのかなというふうなことで考えてはおりますけれども、基本的には、まず今までですと確認書というものを郵送して出していただくか、あるいは役場のほうに来庁いただいてそれを確認するというようなシステムでやっておりました。そのひと手間があったということも100%に満たなかった要因の一つであるのかなというふうなことで保健福祉課としては考えているところであります。ですので、今回はあくまでも5万円と同じようにお知らせ通知を送り、この口座に振り込んでいただいて結構ですということであれば何の返答もいただかなくて、一方的にうちのほうから口座のほうにお金を振り込ませていただくというような対応を取らせていただきたいということで、そうすればもう少し100%に近い数値まで持っていけるのではないかと対応をしてみたいということで考えておりますので、よろしくお願いします。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 順番が逆になりますけれども、この灯油助成は100%できると、よっぽどの特殊な事情がない限り。当然だよな。だって、振込なのだから、こっちの怠慢がなければちゃんと振り込まれるのが当たり前であって、それは重要な施策なので、至急きっちりとやってもらいたい。

次に、今度話聞くとさっきのチェックミス、どこまで行くのという話ですよな。だから、チェックをしなかったから、あるいはそういうものだと思っていたとか、

そんなのばかりが要は言い訳で出るわけです。本来システムの的にチェックをする、その頭をどう働かせてそういうシステムチェックをかけるとか、そういう知恵が全くない。何回も何回も人的なチェックだけで通り抜けようとする、そういう非常に拙速な考え方がまかり通ってしまう。本来であれば、保健福祉課が犯したあのときに、人的なものではなくてシステムのなものでチェックをかけられるかどうかということを検討すべきだったはずだ。にもかかわらず、また同じミス。2度あることは3度ある。もう一回あります、必ず。今のうち、あるのであればさっさと出したほうがいい。だから、数字、予算とか決算とか数字が全てなのに、その数字のチェックができないということになると、これ職務怠慢なんていうどころか、不適格までいくのではないかと、私はそのぐらい思っているのです。責任の所在も分からない。副町長も残念ながら詳しい事情は分かっていないのだろう。上に立つ人間が詳しい事情が分からなかったら、みんな部下任せではないか、そんなもの。そんなことで、前にも言った不用額が多いなんていうときに、いや、執行状況をチェックしています。何言っているの。執行状況のチェックも何も、大事なところのチェックがなされていないではないか。もうざるではないかと言われてもしようがないと思う。僅かな金額かもしれないけれども。ご自身のお金ならいいけれども、これ町民の血税でしょう。それをどう使うかということをしつちりやるのが当たり前の話だと思うけれども、それすらできないということになれば問題です、事務的に。これは副町長、どう思う。そんな至急検討しますではなくて、保健福祉課のときも検討しますと言って、また同じ状況ができています。どうするの、これ。その辺教えて。毎回毎回、すみませんで済むのかって話だ。こんなのは下手すれば三役の責任問題だ、これ。私はそう思います。それについての見解を教えてください。

副町長（吉澤深雪君） 小野澤委員おっしゃるとおりであります。内容について、確かに私自身よく承知していない関係あったものですから、こういう間違いはあってはならないということでもありますので、どうすべきかというのは、よく担当課と話をしながら、それぞれ対応等を考えていきたいと思っております。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） この問題については、再三というか、2度目のことです。2度目と言ったらいいでしょうか、こういう財政との受渡しのうまくないような状況が生まれているので、ぜひそこを財政と各課と検討して、どういうふうな処理をする、どういうチェック体制を築くかというところを検討して、検討結果をぜひ議会のほうにフィードバックしていただきたいと思いますが、副町長できますでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） 検討した結果について、後ほど報告させていただきます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、これで以上、この件は終わりにします。

3番（品田政敏君） マイナンバーカードをお聞きしたいのですが、たまたま私、先週加茂と三条行ったら、両方とも図書館でしたけれども、のぼりを立てて申込み窓口をやっていました。今も町民課長、田上もやっているということだったのですが、私は過剰にやっているというか、携帯会社が今全てやっていますので、そちらのほうでも窓口はあるのだから、そこそこでいいのではないかなと私は思っていました。ただ、この取り組みについて、国のほうがこれはプレッシャーかけているのだろーと思えますけれども、登録上げようということ、何か交付金がつくのではないかというふうなのを私ちらっと耳に入っているのです。その辺の問題で、町が取り組む姿勢、そういう交付金とかいうものが、いわゆる餌ですね。餌があるのかないのかということ、あるのだったら金額だとか、それについての町としての取り組み、意見聞かせてもらいたいと思います。

町民課長（本間秀之君） マイナンバーカードの交付に関する交付金ですけれども、現在既に利用させていただいておまして、その交付金を利用して実施しているのがこういった出張申請であるとか、それから先ほどのノベルティーのグッズ関係、今回その関係で歳入のほうですけれども、実績に応じて減額させていただくというような状況になっておりますので、今現在でも利用はさせていただいております。ただ、来年度以降に関しましては、国のほうも正式な方針が出ていませんので、交付金が出るのかどうかというのは未定の部分がございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 町の出張申請の状況についても質問があったと思いますが、お答えください。

町民課長（本間秀之君） 町の出張申請です。町の出張申請につきましては、今年度7月15日を皮切りに、今までのところ13回実施しております。まだ11月末と12月3日に実施した分が集計が終わっていないのですけれども、今までのところ出張申請で約364名の方から申請をいただいております。特に人数が多くなるのは、交流会館ですとか、それから前回11月29日に生涯学習センターのほうで実施したのですけれども、そこにはかなりの人がおいでになられまして、施設から人があふれ……

（何事か声あり）

町民課長（本間秀之君） 失礼しました。地域学習センターのほうで実施したときには、人が入り切れないうらい並んだということで、地域学習センターの方にもご迷惑かけてしまいましたが、何とかさばき切れまして、よろしく願います。

3番（品田政敏君） 教育委員会の田上小学校の暖房、ファンヒーター、もう本当に時期になってきたと思った。私は、ずっと田上小学校ができたときからの話を聞いたら、あそこは全部電気でしたよね、最初は。当初は。オール電化で、全部、教室もみんな電気のファンヒーターというか、ヒーターが入っている。ここはもう県内でも最初にオール電化というか、電気で作っているのだぞというふうに聞いて、だから今の特殊教室も含めて2台というと、その後きつとつけたのでしょうか。きつと五十何万円だから私らが考えているファンヒーターではなくて、結構大きなもの入替えだったのだと思うのですが、そういうのは先ほどの問題ではないけれども、この時期になってという、早急にというか、私の感覚としてはえらい高いもの買っているなというふうにも私思っていたのですけれども、2台で。私らの感覚のファンヒーターではないから、きつと体育館とか何かで使うようなものなのかなと思っていますけれども、その辺の詳しい話、分かったら聞かせてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 手元に資料が何もございませんので承知はしていません。たしか平成十五、六年頃でしょうか、今の暖房器具にコロナの子会社を通じて11年リースだったかで整備をした物件だったと思います。それ以前は、品田委員が言われるように窓の下に電気のヒーターでしょうか、ああいうもので暖房をつけておったのですが、あれだと効きが弱いということと、機器が古くなってきたということで、たしか大分前に今の暖房機を、当初はリースで整備していたという記憶があります。

今回、時期的な話も出ましたが、11月に暖房器具の運転前の点検を行っております。その中で、この2台の機器が悪いということで報告があったのですが、その2台については温風がまるっきり出ていないかということそうではないのです。温風は出ております。ただ、暖房機の設定温度の変更ができない、風量の調整ができないということで、今回パネルだけの交換を検討しておったのですが、あまりにも機器が古過ぎて部品がないということで、機器ごとの交換ということで聞いております。

10番（熊倉正治君） 2点お聞きしたいと思いますが、1つは光熱水費、電気、ガス、油です。小中学校とか俗に言う直営である施設の光熱水費かなり補正が出ていますよね。これはこれで必要なのでしょうかからいいとしても、私が心配するのは指定管理でやっているところ、所管とは外れるかもしれませんが、湯っ多里館、椿寿荘、YOU・遊ランド、野球場もそうでしょうが、年間の契約で指定管理料を支払いをして管理してもらっているわけですから、その中に当然光熱水費も前年の金額を参考にして入っているわけですから、年間の契約の中では動ける金額で動いているの

かなというふうな気はしますが、直営と言われる施設で軒並み全部補正を上げているわけですから、指定管理の関係も当然出てきてしかるべきかなというふうに私は見ていましたけれども、全然それが出ていないということですが、その辺はどういうふうに考えているのか。当然増やさねばならないのかなというふうに私は思いますけれども、その辺は、たまたま産業振興課長がいますから、どうなのでしょう。

それともう一点、新型コロナウイルスの感染状況、もう9月のいつ頃からでしたか、市町村ごとの感染者数公表しなくなりましたよね。公表していないから分からないのだということになるのかも分かりませんが、何か聞くところによると小学校なんて私、町の情報メール登録しておりますから、今2年生でしたか、学級閉鎖したとかという情報も入ってきますけれども、町全体で新型コロナウイルスの感染者数、毎日ではなくてもいいとは思いますが、県の情報も月に1回か2回ぐらい1週間とか2週間まとめた形で市町村ごとの感染状況みたいのは出ていたのは私はネットで見たことあるのですけれども、その辺の数というのは分かったら議会のほうにも、月1回がいいのかどうか分かりませんが、何か情報流してもらったほうがいいのかなというふうに思いますが、その辺はどうなのでしょう。

その2点お願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） ただいまの熊倉委員の質疑に関しましてお答えのほういたします。

指定管理の施設に関する光熱費の部分の現状、あるいは当事者間同士の協議の状況等について、こちらにも私のほうで承知している部分についてお答えのほうをしたいと思います。まず、椿寿荘でございますけれども、まず入り込みの関係で申し上げますと、10月の竹あかり、11月の紅葉の時期、それらを踏まえて、大体今見ますとほぼ新型コロナウイルス前の状況の数字に入り込みは戻ってまいりました。そうした中で、椿寿荘に関しましては、もともと光熱水費がそれほど多くない施設ということもございますので、今のところ特に要望等は来ておりませんし、今段階では特段の補正等の必要はないのかなというふうに考えてございます。

次になります。湯っ多里館のほうになりますけれども、湯っ多里館に関しましては、現在指定管理者のクォリティーサービスのほうとお話はしているところです。今断続的にお話はさせていただいているのですけれども、今のところこちらの受けている話といたしましては、今年度に関しては収支の状況等を見る限り、何とか、何とかですけれども、やっていけそうだというような話ではあるのですけれども、ただ次年度以降、もう既に年明け以降も電気料金が大幅に上がるというような話も

来ておりますので、そうなると来年度以降が非常に心配だというような話は受けています。そういったお話を受けている中で、こちらといたしましては、今年度ではなくて次年度以降の部分で指定管理料の見直し、一定額の見直しが必要だということで今考えているところがございますけれども、具体的な金額等については先方との話の中でまだ折り合いというか、きちんとした形にはなっておりませんが、方向性としては今年度まだ現状の指定管理料でいくと、いけそうだということで話を聞いてございます。

あと、YOU・遊ランド及び野球場ですけれども、こちらのほうは一緒の同じ事業者、きらめきのほうが管理をしている施設になります。こちらに関しましても、これまでの間具体的な話はなかったのですけれども、こちらのほうについては協議のほうをしたいということでせんだってお話のほうがございました。その日程調整のほうが終わりました、この議会後、16日だったかと思うのですが、今週末に協議のほうをさせてもらうということになっております。内容のほうは、まだ先方から具体的なところは来ていませんが、恐らく今回の光熱水費の関係ではないかなと思っておりますけれども、今の分かる状況としてはこのような状況でございます。

以上です。

保健福祉課長（田中國明君） 新型コロナウイルスの発生状況、罹患件数という部分でありますけれども、実際全数把握を国のほうでやめてから、正直私どものほうには一切情報が入ってこないというのが実情であります。それで、先ほど熊倉委員おっしゃられるように、新聞報道等で2週間に1回程度、過去に何かそういうふうな報道もされているようですが、今のところなかなかその数をつかむというのはできないというようなところが現実であります。ただ、例えば県のホームページとかにそういうふうな情報が掲載されているのであればそれらを取りまとめて、県のほうに載っているのであればその情報を引っ張ってきてお知らせすることは可能ではあるかなと思いますが、現状ではそのような状況でありますので、よろしく願いしたいと思います。

10番（熊倉正治君） 指定管理のほうと交渉した結果、今のままで相手がいいと言っているからそれでいいというふうに整理をつけていいのかなというのは私は疑問に思います。当然町の光熱水費は、もうぎりぎりの予算を前年から考えながら予算立てていて、現状不足だからこうなっているということなのですから、その辺は相手と交渉した結果、何とかいけそうだからということで済ませていいのかなというふうに私は思いますが、その辺は来年の契約の中でということになるのかどうか分かり

ませんが、疑問が残るなというふうに私は思います。

それと、新型コロナウイルスの感染ですが、教育委員会は学校とか幼稚園の関係というのはまとめてあるものがあるのでしょうか。できればそういうのは情報を共有するという意味で、月に1回でも議会のほうにも情報をまとめてあるのであれば流すべきではないかなというふうにと思いますが、どうでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 感染者の情報は、学校から報告をいただいておりますので、数自体はつかんでおります。ただ、学級閉鎖等がある場合については保護者へのメールの送信と、それからホームページへの掲載等しているところではあります。もし議会への提示が本当に必要なのであれば検討したいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、委員会からそういうふうに申し入れる。保健福祉課も保健所等々を確認して、議会に報告できるような数字がまとまったら、月1回でもいいですから、現在の新型コロナウイルス感染者、田上町の状況ということで、教育委員会と協力して、その数字を報告できる部分があれば報告できるように努めてくださいということを委員会として申し入れておきます。

ほかにありますでしょうか。

なければ、これで議案第43号の質疑は終了します。

続けて、議案第45号の説明をお願いします。

町民課長（本間秀之君） それでは、議案第45号、議案書69ページをお願いいたします。議案第45号、令和4年度田上町国民健康保険特別会計補正予算の第2号になります。歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ2,123万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,923万3,000円とするものでございます。

では、ページをおはぐりいただきまして、74ページ、歳入になります。まず1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正になります。お手元にお配りしております町民課資料ナンバー1というのも一緒に御覧になっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。補正額といたしまして、1,300万円の減額ということになります。内訳といたしましては、1節医療給付費分といたしまして750万円、それから2節支援金分といたしまして330万円、3節介護納付金分といたしまして220万円の減額をいたすものでございます。

こちら、初日の本会議のところでも高橋議員のほうからもご質問ございましたが、本来であれば今回本算定を実施した結果、当初予算との差につきまして約1,300万円の乖離が生じているということで、分かった時点で本来であればすべきところであったということでございます。こちらに関しましてはおわび申し上げます。通

常ですと、国民健康保険税というのは年度内でかなり異動がございますので、その様子を見ながらということで、最後3月の段階で補正するというのが通例でございました。しかし、これだけの1,300万円という大きな金額が下がるということになりますので、その分も通例どおりの対応をしていたのではまずかったかなということで反省はしております。よろしく申し上げます。

今回、減額になった要因ということになりますけれども、資料ナンバー1のほうを御覧ください。それぞれ医療分、支援分、介護分ということでございますけれども、それぞれ要因がほぼ一緒になっておりますので、医療分のところでご説明させていただきたいと思っております。申し訳ございませんが、当初予算のときにはそれぞれの所得金額とかそういった部分の細かい内訳というのがシステムの内部の計算になりまして、1人当たりの税額ということでしか計算されませんので、そこは空欄になっておりますので、比較といたしまして令和3年度の本算定時の調定額というものを示させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

比較いたしましたところで、まず所得の金額といたしまして、令和3年度が11億7,105万2,873円、令和4年度が13億2,943万1,322円で、所得の総額といたしましては約1億5,800万円の増えているというような状況になっております。ところが、下のほうに行ってくださいまして、5番のところを限度超過額というのがございます。令和3年度は35万2,000円のみを超えてございましたが、令和4年度に関しましては1,559万8,252円を超えてということになっておりまして、これどういうことかといいますと、所得の部分で約1名の方の所得がものすごく多くなっておりまして、1億円以上の増額ということで、その方1名がいたために所得の総額としては増額になってしまっている。ただ、それぞれほかの加入者の方に関しましては所得の状況が減額になっているような状況でございまして、均等割、それから平等割、それから軽減額、それぞれが前年度よりも減額になっているというような状況になっておりますので、そういった意味で加入者全体といたしましては所得が減っている、ただ1名の方、特殊な要因で増えてしまっているということになって、その方はもう既に限度額を超えてしまっているので税額の増加にはつながらなかったというような状況になっております。そういったものがございましたので、今年度1,300万円減額をさせていただくというような状況になりますので、よろしく申し上げます。

なぜこの時期に補正をさせていただくかということになるのですけれども、この1,300万円がこのまま減額で進みますと、私どものほうで現金のほうの収支の見立てをしておりまして、このまま進みますと2月の段階で赤字になってしまう

と、国保会計が、という見通しが立ちまして、それで大変申し訳ないですが、12月の段階で補正をしないと、補正をして基金からの繰入額を増額しておかないとその赤字に対応できないということで、この時期の補正ということになりましたので、よろしくお願いします。

続きまして、その下、3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金です。こちらのほうですけれども、普通交付金1,065万円の増額、こちらは年度内の医療の受診件数が増になった関係で増額になっておりますし、特別交付金のほうに関しましては90万1,000円の減額ということになります。こちらは、今年度事業実施の実績により減額となる部分でございますので、お願いします。

それから、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金です。1節保険基盤安定繰入金ですけれども、こちらは保険税軽減分です。こちら117万4,000円の増額ということになりまして、こちらのほうに関しましては軽減の対象者が増になった関係で軽減分を公費補填するものでございますので、そちらが増になるということになります。

それから、2節の保険者支援分ということになりますけれども、保険者支援分は174万2,000円の減額ということになります。こちらは、保険税額が、全体としての保険税は今回補正させていただいておりますけれども、こちらのほうで減額になった関係で、こちら支援分に関しましては保険税額に対して一定割合を支援するという制度でございますので、それに伴いまして減額となるということでございます。

それから、5節財政安定化支援事業費繰入金です。こちらにつきましては、一般会計の交付税措置されている事業費分でございますので、国の通知によるもので204万1,000円の増額ということになりますので、お願いします。

それから、7節未就学児均等割保険税繰入金です。こちら25万3,000円の増額になりますが、今年度から未就学児の均等割に関しまして2分の1の減免をしているところでございますが、そちらの財源補填のための繰入金ということになりますので、よろしくお願いします。

それから、8節健康づくり推進事業費繰入金です。18万円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、歯科検診の実施費用について一般会計のほうで補助対象となることから、費用分を繰り入れるものでございます。

それから、5款2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金です。1,300万円の増額をお願いするものでございますけれども、こちらに関しましては、先ほど申し上げましたけれども、保険税が減額になる分の財源補填分といたしまし

て1,300万円の増額をお願いするものでございます。

それから、6款繰越金、1項1目繰越金です。957万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、令和3年度からの繰越金を全て予算化することで財源の補填をするものでございます。

では、76ページ行っていただきまして、歳出になります。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費800万円の増額をお願いするものでございます。それから、内容一緒ですので、5目審査支払手数料15万円を増額するものでございますが、こちら両方とも今年度受診件数が増になったことによりまして増額をお願いするものでございます。大体ですけれども、月平均で約3.7%ほど前年よりも増えているというような状況になっております。全体といたしまして今までのところで受診件数が3,279件増になっているというような状況でございます。

その下、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費です。250万円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましても同様に受診件数等が増えている中で、高額療養費に該当する方が当初見込んだよりも増えているというような状況でございます。最終的な執行見込額に不足が生じるおそれがありますので、増額をお願いするものでございます。

それから、次のページ、77ページお願いします。4款保健事業費、1項2目健康づくり推進事業費です。6万円の増額をお願いするものでございます。先ほど歳入のところ、繰入金のところ説明申し上げましたが、健康づくり事業費ということで歯科検診委託料、こちら今年度から対象年齢を10歳刻みから5歳刻みにしたこと受診者が増になったということで、事業費の増額をお願いするものでございます。こちらのほう、前年同月比で令和3年が14人から令和4年10月末現在で29人の受診者がいるというような状況になっておりますので、お願いします。

それから、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。90万1,000円の減額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、説明欄のほう、委託料の継続受診対策事業委託料を90万1,000円の減額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、前年度からの事業の見直しを行った結果、委託料が減額になるということですので、お願いしたいと思っております。

6款諸支出金、1項3目償還金でございます。829万3,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほう、償還金で過年度分税外収入償還金ということで、前年度の給付費等交付金等の精算による返還でございます。

次のページ、78ページの2項繰出金、一般会計繰出金です。313万1,000円の増額

をお願いするものでございまして、こちらのほうですけれども、令和3年度の事務費繰入金につきまして精算の結果、余剰が生じたので、そちらをお返しするということになります。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

議案第45号について質疑を求めます。質疑のある方。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 2つ質問します。

74ページ、どうもこの国保のが引っかかるのだけれども、既定額が1億8,539万4,000円ですよ。ところが、これ当初予算書を見ると違うのだ。これより150万円多い数字なの。ということは、その150万円どこ行ったのかなというのが非常に疑問なのが1つ。

それから、1,300万円という大きなお金だから、今の中で補正をしておきたい、このままいくと2月赤字になるからということで、そんなのは赤字になるとか苦しくなるとかというのは自分らの事務の勝手なわけです。逆に、増減を整理するのであれば、普通3月のぎりぎりやらなければならない。今ここで減額して、また金が足りなくなると、また基金からの云々なんていう形になったらどうするのと。だから、タイミングがずれたのだから、このままいけばいいではないかと。どうしても赤字になってはいけない何か内部的なルールがあるのかなのか、私よく分からないのだけれども、何か唐突な感じがものすごくする。だから、我々に説明していることの何か裏があるのではないかなって勘ぐったりもちょっとして、非常にここだけは引っかかるのです。例えばこれ説明資料頂いたではないですか、ナンバー1。これを見た中で、例えば医療給付のマイナス750万円の妥当性がこれどこにあるのか全然分からない。何のためにこのエビデンスがあるのかよく分からないのです。だから、こういう数字があるから750万円減らすのです、あるいは330万円減らすのですというエビデンスであればいいけれども、これ何という私はそう思うのだけれども。だから、一番大事なところを説明をしていないのではないかとというのが私の考えなので、それについて。

3つ言いました。当初予算との150万円の乖離、これなぜというのと。あと2月末に赤字見込みだから今落としたいというけれども、そんな事務の事務方のほうの何か都合だけではないのか。今度増加があったときに、逆にまた今度増額の補正をしなければ駄目だ、そんなリスクまで負う中で、ここで落とす必要があるのかと、これ2点目。それから3点目の、このような金額を落とすエビデンスとしてこれが

出てきているのだけれども、どの数字を見るとその数字にぶち当たるのかよく分からない。この3点、これお聞かせいただきたい。

町民課長（本間秀之君） それでは、小野澤委員の質問です。まず、1点目の150万円の関係ですけれども、こちらにつきましては今年度6月議会におきまして、新型コロナウイルス関係の減免を実施するために150万円の減額の補正予算を組ませていただいております。その関係で150万円減額になっているということでございますので、よろしく申し上げます。

それから、その次の2点目のご質問でございますけれども、確かに事務方の都合だと言われれば事務方の都合なのです。監査とかからもマイナスにならないようにしなさいというのは指導されますので、なるべくマイナスにならないような財政運営を、特に赤字にならないように財政運営をしていかなければならないというのはございまして、このタイミングでどうしてもさせていただいたという、本当に財政というか、事務方の都合という部分は、そういう指摘をされれば、それはもう甘んじて受けるしかないのかなというふうに考えております。

3点目ですけれども、申し訳ございません。これ資料の作り方がうまくなくてすみませんけれども、例えばですけれども、医療分の部分でいいますと、調定額1 足す2 足す3 引く4 引く5 引く6 という、そこの部分の数字で、R 4当初予算が1億2,370万6,400円、R 4本算定時調定額というのが1億1,649万7,400円ということで、その差額が約750万円ということになっておりまして、その部分お示しできていなかったもので、この資料の作り方を誤ってしまったということでございます。

（何事か声あり）

町民課長（本間秀之君） R 4の当初予算というところの列の下のほうにある1億2,370万6,400円、その隣のR 4本算定時調定額というところの1億1,649万7,400円を引くと、おおよそなるのですけれども。

（何事か声あり）

町民課長（本間秀之君） はい。そちらのほうがその根拠といいますか、今回の補正額の数字ということになりますので、申し上げます。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 確かに事業が赤字になるというのはどうかと思うのだけれども、監査委員に対する対策だけでこれだけ大がかりにやるというのは、これは違うと思う。だって、理由が分かればいいではない。私、銀行のときもそうだ。赤字になった理由がはっきり分かればいいのです。だって、翌月に戻るのでしょう。今回、これ行政の考えからいけば、3月に補正したらもとに戻るのだら

う、黒字に。だから、そんな体裁だけ取り繕って実態が伴わないようなそんなのっておかしい。私はそう思うのだ。こんなのを逆に監査委員が責めるのであれば、それも問題だと私は思う。本当に事業で失敗しているのであれば、それは戒められてしかるべきだと思うけれども、これは計上の仕方が前後しただけで、瞬間的に赤字になるものについて、この事業は赤字だなんていうことを指摘すること自体、私は違うと思う。そんな心配というのは、勝手に危惧しているだけではないのか。あるいは監査委員からそういうふうに明確に言われたのであれば言われたと言えればいい。だからやるのですということ。だから、本当にこれ引っかかるのです、タイミングがずれているから。余った金、また基金にあります。これ例えば一般会計であれば、その余ったお金を何かで有効に使うとかというそういうものをやるならいいけれども、これは特別会計だからなかなかそういうのはできないと思うけれども、だから不用額が多いというあれだけ決算のときに問題になった。その本質を理解しないと、こういうやり方するのだ。私はそう思う。だから、町としてやるならやるでしょうがないけれども、みっともない私はやり方だと思う。この辺どうなのですか。本当監査委員から赤字にしてはいけない、やったら絶対許さないからなんてそういうふうに言われているのかどうか、それ今日教えて。

町民課長（本間秀之君）　そこまで強くは言われてはおりませんが、赤字状態にならないように会計の収支運営に努めるというのはそれぞれの会計の管理をしている者の一応責務ということで当たらせていただいておりますので、そういった部分は、私も会計管理者もやっておりますので、そういった部分で赤字を生まないようにというのは指導もそれぞれの会計に関してはさせていただいておりますし、そういうことを言っている人間の会計が赤字を生むというのは悪い部分もありますので、今回、本当に都合でしかないのですけれども、させていただきたいと思います。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君）　どう言ったらいいかな。実態が大事な、実態が。体裁どんなによく取り繕っても、中身がぼろぼろだったら駄目だ。そんなのは、もう全く考え方違うと思うのだ。例えば本当に資金、現金ベースでいって、かなり資金的にショートして何でもかんでもできないのだと、そのために基金は調整弁であるわけでしょう。そういうことなの。だから、事業が失敗しているかどうかというのは、名目上のプラス・マイナスでマイナスになるからって、そんな赤ちゃんみたいなことを言っても駄目だ。中身の問題なのです。中身。収支ずれでしょう、はっきり言えば。収支ずれなのだよ、銀行員の中で言えば。だから、全然何の問題もないことなの。ないのだよ、こんなの。金融庁言ったって、別に問題ないですよ

と言われるぐらいの収支ずれでしかないのだ。だから、そんなのを気にし過ぎて何か。だから、もう少し早めにやるならやるでやればよかった。だから、このタイミングで今やめたらいいのになと思うけれども、やりたいということであればしょうがないけれども、今後気をつけて、こういうのを。実態が大事なの、実態が。名目なんてどうでもいいのです。実態が赤字なのか黒字なのかが一番大事なのだから、そこを見落とさないようにしていただきたい。

以上です。

10番（熊倉正治君） 私、監査委員ですから、あえて賛同するわけではございませんが、何で会計を分けてあるかというのが一つの問題というか、ポイントだと思うのです。ただ、会計上は、もう水道会計を除けば全部一緒くたですから、言ってみればどっぷり勘定です。でも、その中でマイナスになるなんていえばもう大変な問題になりますが、ただ会計上、予算、それぞれみんな特別会計を持って執行しているわけですから、その中で月々マイナスになっていくのはどういうのだと言われても、ほかの会計もお金を使ってマイナスにはなっていますが、総額ではマイナスにはなっていませんよというのが会計の実態ですから、比べて私はいいかと思いますが、でも何のためにでは特別会計として分けしてあるかというふうに見れば、これは月々マイナスが出てくるなんていうのは監査委員としてはおかしいと言わざるを得ないのです。問題はそれだけなのです。

それと、何でここで補正をしなければならないのかというのは、それは小野澤委員も言われるように、3月末で全部一緒くたにプラス・マイナスを見て補正してしまうのが一番問題ないかと思います。でも、当初予算で減額、ここまで下げると言って計算をして、この当初予算が出来上がってきたわけですから、それで本算定が終わって、数字が動いて、減るのだというのが分かれば、これは分かった時点で減額するのが私は普通だと思います。そういう意味で言えば、この12月に下げたというのは私はどうかなというふうに思います。分かった時点で専決になるわけです。正確な数字を直して上げていくというのが予算だろうと私は思いますから、12月に出したというのはちょっと遅いのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 見解、何か答えありますか。

町民課長（本間秀之君） ご指摘ももっともであるというふうに感じておりますので、特にこういった大きな金額が動くようなときに関しましては、申し訳ないですが、移動が微々たるものだとその途中の移動でまた増えていたりとか何かとい

うこともございますので、その辺今回は金額が大き過ぎたという部分があります。そういった部分できちんと会計を管理する上でも、本算定が終わった時点できちんとチェックをしてやるように努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質問ありますか、委員の皆さん。

傍聴人（高橋秀昌君） まず、このままいくと赤字になるという言葉、私は議員させてもらって二十五、六年たちますが、初めて聞く言葉です。国保が赤字になるという、そういう考え方そのものが間違っているのではないか。何をもって赤字というのかと。だからこそ一定の基金を用意をして、この基金を繰入れするなりして全体としてやりくりをするというのが国保のもう20年間ずっと続いてきたことなのです。そういう視点から見ると、このままいくと赤字になりますという言葉は、私はふさわしくないと思うのです。これが第1点。

第2点は、社会文教常任委員会宛てにナンバー1の参考資料を出していますが、令和3年の本算定と令和4年の本算定を比較をして、これだけマイナスなのだよという論自体が本当に意味するのかということです。私は、率直に言うところには意味がない。なぜなら社文の皆さんのところにも当初予算のときにこういうふうに予算の段階で、予算委員会でもいただいた、これ私らが作った。恐らく社文の皆さん、予算委員会以前にもらっているはずだ。これを見ました。これは、令和4年に5,000万円ぐらいの基金を使ってですが、言わばこれまでにないような改革、いわゆる減額をしたというのがこの中身です。それで、ここで見ていくと、当初予算では令和3年度と令和4年度、令和5年、令和6年、令和7年に国民健康保険税の見込みというのが出してあります。こういう見込みで安全なのだから令和4年は引下げをするのですよという中身です。ここでいうと何をもって安全とするかということです。令和4年度では、収支で言えばマイナス2,615万2,000円です。しかしながら、基金を使うわけですから、基金は令和3年よりも相当減って、1億9,835万5,000円が令和4年度では残るだろうという想定をしたのがこの数字なのです。令和5年でも1億7,500万円、令和6年でも1億5,600万円、ずっとやっていって、最終的には1億円ぐらいは基金は温存できますよという説明があったのが当初予算です。これに基づいて現在を見ていけば、課長は赤字、赤字を強調するけれども、私の想定計算によれば、令和4年12月補正後の基金残高は1億9,103万3,000円になるだろう。このままいった場合です。そうすると、当初予算のときに令和4年度の年度末残高を1億9,835万5,000円との比較でいうと、僅かに、幾らだ。700万円ちょっとだ。700万

円程度年度末に、この令和4年度の年度末には基金が700万円程度減るだけの話をここで説明しているのです。ここでは、今課長の説明によっても、当初の予定よりも700万円ぐらい減るだけの話、基金が。だから、決して赤字にならないのです、会計としては。基金持っているわけですから。問題は、この1億9,000万円の基金をそのまま温存すべきかどうか、それよりも皆さんの暮らしが厳しいのだから、新年度で引下げを前提にするかどうかということが今大事なことで、そういう視点で議論をしていかないと、令和3年の調定額と比べて今年の調整額は極端に少ないのだから大変なのだ、大変なのだなんて言うのは、私は率直に言っているのを射ていない。そういうふうに分析したのですが、いかがですか。

町民課長（本間秀之君） まず、赤字の関係についてですけれども、これ現金収支での話であって、会計の全体の収支ということではなくて、毎月毎月の収支の関係で入ってくる現金と出ていく現金を比べた場合にマイナスになってしまうということがありますので、会計として最終的な決算でも赤字になるという話ではございませんので、その辺ご理解いただけますか。

傍聴人（高橋秀昌君） つまりそんな毎月の変化について赤字だなんて強調する必要がないでしょう。この会計として現時点でどうなのかということが大事であって、毎月の出し入れで赤字になりますからどうのこうの、そのことがこの会計全体として問題になるのか。ならないわけだから、課長もあえて赤字になるという言葉を出すこと自体が問題だ。

町民課長（本間秀之君） 先ほど小野澤委員の質疑の中だと、本当にその関係に関しましては事務的な都合の部分の話になって……

（何事か声あり）

町民課長（本間秀之君） 赤字という言葉自体は、あまりふさわしくない言葉かと思えますので、何か誤解を生むような形かと思えますので、訂正したいと思えます。

基金の残高につきましての話になります。基金の残高につきましては、高橋議員おっしゃられるように令和4年度末で、一般質問のところでもお話しさせていただきましたけれども、おおよそこの当初予算のときにお示しさせていただきました資料の金額とほぼほぼ同額というような形が見込まれております。それで、それは今後も同じように基金として持ちながら、見込みで示した金額、今後、令和5年、令和6年、令和7年と収支のマイナスになっている部分、その部分に基金を投入していくというような形で、今後基金は目減りをしていくのではないかという見通しの下で、現在のところ推測しているところでございます。今後、令和5年度、令

和6年度と動いていく中で、令和4年度の本算定におきましては、大きく所得等が減額になった関係で税額は落ち込みました。それによって収支の部分で基金の繰入額を増やさなければならないという部分も出てきました。それがまた、一般質問のところでもお答えさせていただきましたように、令和5年度、令和6年度以降におきまして、所得の状況が改善したりして税額が持ち直してくる、そういった状況が出てくれば、今度は基金の積み増しということが発生してくることもあるかと思えます。そうすると、その部分、積み増しの部分に関しましては、高橋議員がおっしゃられるように、税率を下げるための原資として使用することも可能にはなってくるかと思えますが、現時点での基金に関しましては、今の税金を、今回下げたものを原資として利用させていただきたいということになりますので、ご理解いただければと思います。お願いします。

傍聴人（高橋秀昌君） 当初予算は、そういう説明していないのです。当初予算というのは、基金はどんどん下がっていくのだ。減っていく、基金残高は。いいですか。令和4年では1億9,835万5,000円、令和5年度は1億7,595万4,000円、令和6年は1億5,678万5,000円、令和7年は1億4,124万1,000円と、どんどんどんどん下がって行って、令和11年度では基金1億円の見込みですよというのは当初予算で説明しているのです。つまり、基金が2億円なければ駄目ですよなんていう考え方は持っていないということなのです。昔は、私の記憶による渡辺課長の頃は、やりくりが大変だから2億円ぐらい持っていなければ駄目だということを強調した時代がありました。でも、今は県の運営だから、県が幾ら幾らよこせと言って、それに払えばオーケーなのです。その中でやりくりをするわけですから、基金はそんなにたくさん持たなくても大丈夫だということを当初予算の中で説明しているのです。そういう前提で物を見ていくことになれば、令和4年度末に1億9,000万円あるということ自体は、特別減っているわけではない。800万円程度予定より減りますけれども、仮にこのまま800万円ずつ、あるいは1,000万円程度ずつ減ったとしても、令和11年ではなくて令和10年頃に基金残高が1億円になるかもしれないけれども、ちゃんとやりくりができるのだよということをしっかり我々は見抜く必要があります。

2つ目は、きちんと本算定で整理をしたら、直ちに9月議会で明らかにすると、ここがなかったのが今の悪いけれども、課長の失点なのです。しかし、過ぎ去ったことですから、それはもう駄目と言って終わり。だけれども、国保会計が危機になるなんてことは今の状況からすればあり得ないのだということを我々はしっかりつかむ必要があると思います。どうですか。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 高橋議員、国保会計が危機になっているとは誰も認識はしていませんので、そこら辺の心配は必要ないと思っています。

傍聴人（高橋秀昌君） 私もさっきから赤字になる、赤字になるという言葉が耳に挟まって、何言うているのだ、この人と……

社会文教常任委員長（池井 豊君） 高橋議員、これは現金収支上では赤字になるような状態がいいのか悪いのかという議論はしていますけれども、国保会計が悪い状況に來ているという指摘は誰一人この委員はしておりませんので、高橋議員、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

傍聴人（高橋秀昌君） 了解しました。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 課長も、そういうふうに健全に当初予算の説明とおりにいっているというところを強調して、しっかり説明してください。

町民課長（本間秀之君） 今、委員長おっしゃられましたけれども、基金の残高の見込みに関しまして、当初予算のときにご説明申し上げたとおり、こういった形で推移をしていく見込みになっております。

それで、追加で、高橋議員が先ほどおっしゃられました追加で税率を下げるということになりますと、これ以外の部分でまたさらに原資が必要になってくるということになりますので、その部分については、例えば先ほど申し上げましたけれども、来年度本算定を実施、また再来年度本算定実施したときに、所得状況が改善をして税額が増えたりする。そうすると、基金の保有見込みにつきまして、例えば令和5年度で1億7,000万円の見込みのところ、2億円確保できそうになるというような状況でしたら、そのときにはそれで税率の検討はしていかなければならないかなというふうには考えております。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 課長、余計なこと言わなくていいので、ともかく令和4年度税率を引き下げたことは維持できるということで、これから先もさらなるとかはまだいっていませんので、維持できる健全な状況であるというところを確認してください。皆さん、委員の皆さんもお願いします。

それで、議案第45号もういいでしょうか、では。

では、続いて議案第46号をお願いします。

町民課長（本間秀之君） では、79ページをお願いいたします。議案第46号、田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）になります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ28万3,000円を追加し、歳入歳出の予算を歳入歳出それぞれ1億4,940万円とする補正でございます。

それでは、84ページお願いいたします。まず、歳入です。3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金です。こちら28万3,000円の増額をお願いするものでございまして、こちらに関しましては今年度の保険料確定に伴いまして軽減対象の人数、それから額の増加によるもので、7割軽減を受けていらっしゃる方が813名から827名と、当初813名見込んでいたのが実績で827名、5割軽減が当初407名の見込みが481名に増えたことによりますので、それで増額ということをお願いしたいと思います。

それから、ページはぐっていただきまして、85ページをお願いいたします。歳出になります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金28万3,000円を増額をお願いするものでございまして。こちらは、基盤安定の金額が確定したことによりまして、納付金の額が確定いたしましたので、増額をお願いするものでございまして。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 議案第46号、質疑のある方。

続いて、議案第47号、訪問看護会計の説明をお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案書86ページをお願いしたいと思います。

議案第47号 令和4年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,124万3,000円とする内容でございます。

それでは、議案書の91ページを御覧いただきたいと思います。歳入です。今回の補正財源としまして繰越金を財源充当するものでございまして、24万3,000円の増額をお願いするものでございまして。

それから、歳出のほうであります。訪問看護の一般管理費でありますけれども24万3,000円の増額をお願いするものでありまして、これは先ほど来申し上げておりますとおり、人勧及び県の人事委員会の勧告に基づく職員手当等の関連経費の増額ということでもありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 議案第47号の説明が終わりました。

質疑のある方。

それでは、続いて議案第48号、田上町介護保険特別会計の説明をお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案書99ページをお願いいたします。議案第48号 令和4年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ2,905万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,528万9,000円とする内容でございます。

今回の介護保険特別会計の補正の主な補正の内容としましては、まず1点目、介護保険特別会計で支出をしております地域包括支援センターの会計年度職員であります看護師が1名、この12月末をもって退職するということで、その人件費の整理、それから事業費確定に伴う一般会計繰入金等の補正でありますので、よろしくお願ひします。

それで、まず歳入のほう、104ページを御覧いただきたいと思いますが、歳入の国庫支出金あるいは県支出金等につきましては、人件費を減額したことに伴う負担がそれぞれありますので、それらをそれぞれ補正をさせていただいているという中身であります。

まず、3款2項3目の部分であります、16万7,000円の減額ということであります。人件費の38.5%をここで減額をするということでありますし、1つ飛んで5款2項2目8万3,000円の減額をお願いしておりますが、ここは県の部分でありまして、19.25%をここで減額をするというような内容になっております。

それで、その1つ上の4款1項2目地域支援事業交付金につきましては9万円の増額をお願いするものでありますが、これは令和3年度の事業費の確定に伴う追加交付分でございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、7款1項3目地域支援事業繰入金であります、これにつきましても先ほどの会計年度任用職員の退職に伴います19.25%をここで8万3,000円、県と同じです。減額をさせていただくという内容になります。

それから、4目低所得者保険料軽減繰入金になりますが、これは80万円増額をお願いするものでございまして、これにつきましては低所得者の保険料の軽減確定に伴う増ということでございますので、よろしくお願ひいたします。総体で軽減を受けられた被保険者が1,075名いたということでございます。

それから、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金になりますが、337万6,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては財源調整ということでありまして、繰入れをさせていただくということでございます。その結果、現段階での基金残高といたしましては、1億9,880万円ほどの基金残高になる見込みでございます。

それから、8款繰越金の関係であります、令和3年度からの繰越金全額を今回財源充当させていただくという内容でございます。

それでは、歳出のほうに移らせていただきますので、106ページを御覧いただきたいと思いますが、まず、3款1項2目介護予防・生活支援サービス事業費というこ

とで、43万6,000円の減額をお願いするものでございます。ここの部分が、先ほど歳入のほうで説明申し上げました包括支援センター会計年度任用職員1名が12月をもって退職をすることによる減ということでございます。

それで、今回、先般の議運のときに中野委員のほうから、1名退職することによって支障はないかというようなご質疑をいただいていたかと思いますが、当然この方週4日今来ていただいております。そうですけれども、何とか都合をつけて残りの2日間、会計年度任用職員はいなくなります、協力をいただけるということで、今まで来ていただいた2日分が空くわけですけれども、そこについては、1月、2月、3月と期間もありませんので、何とかうちの保健師あるいは正職員のほうで対応は可能であるというようなことで考えておりますので、その心配は必要ないかなという状況でありますので、お願いをいたします。

それで、続きまして6款1項2目償還金の関係でございますけれども、今回2,246万3,000円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては令和3年度事業費確定に伴います介護給付費負担金の返還金ということでございまして、説明欄記載のとおり、国償還金と県償還金それぞれ償還をさせていただくという内容でございます。

それから、ページおはぐりいただきまして、107ページであります。6款2項1目一般会計繰出金であります、今回702万7,000円の増額をお願いするものでありますけれども、これにつきましては、令和3年度の事業費の確定に伴います介護給付費負担金及び事務費等の精算に伴う一般会計繰出金でありますので、よろしくお願いをいたします。

私の説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

7番（中野和美君） 先ほどの包括支援センターの答弁ありがとうございます。それで、この包括支援センターなのですけれども、そうでなくても保健福祉課スタッフを導入して、足りないところスタッフを導入して、以前課長は保健福祉課一丸となって新型コロナウイルスに対応しながらこの包括支援センターをやっていくのだというふうにお話しされていたのですが、今回そのようにまた人手が足りなくなってしまうと、また保健福祉課に大きな負担がかかるのではないかと、また新型コロナウイルスのワクチン接種も続いておる中、課長も簡単に対応可能ですというような返答でいいのか、ぜひこれは人手が足りないということを前面に押し上げてもらったほ

うがいいのではないかとってお尋ねしたところですが、その辺無理のないように、本当に可能で、何とかぎりぎりとなると保健師も負担が大きくなってきますと、それこそまた離職なんてことにもなってくると困りますので、その辺のご配慮をお願いしたいと思っているのですが、いかがでしょう。

保健福祉課長（田中國明君） いろいろとご心配いただきありがとうございます。そこまでの負担を強いるということではなく、現有の職員の中でうまく調整を図りながらしっかりその穴埋めはしていきたいということですので、よろしく願いします。なお、またやっていく中でまた不都合が生じるようなことがあれば、それはそれでまた対応策をしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 私のほうでも確認させてください。さっき課長の説明の中では、会計年度任用職員の退職というような説明になっていましたが、会計年度職員は週4から週2に変わるということなのですか。退職して、新たに週2の契約をするということでしょうか。

それがまず1点と。会計年度職員は会計年度なので今年度で終わると思うのですが、来年度になったらまた週4の職員を補充したいというふうな考えなのでしょうか、そこら辺もお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） 今委員長が言われたとおりでございます。会計年度任用職員で4日間来ていただいたのですが、そこは一旦12月末で辞めて、非常勤の職員という形で2日間また協力をしていただけるということになります。

それから、非常に今この退職される会計年度任用職員については、介護認定の調査であったりとか、そういったようなことを専門にやっていた方であるので、その関係で来年度以降も週2日程度であれば少し協力もできるということで、来年においては採用を考えておりますが、その引継ぎも兼ねて少しまた協力もしていただけるような形をお願いをできればなということ考えています。2日間は、また4日間来てもらう方は別の方を採用を考えていますが、この方についても少し引継ぎ的な部分もありますから、少しまたその辺の協力もお願いできればと考えているところでありますので、よろしく願いします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） よく分かりました。

ほかにありませんか。

では、議案第48号はこれで終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

まず、承認第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もないので、討論を終結いたします。

これより承認第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もないので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたします。

これで閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前11時51分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年12月14日

社会文教常任委員長 池 井 豊